

【事例46】

冠婚葬祭互助会の解約には、手数料がかかります！

【事例】冠婚葬祭互助会に、毎月3千円の80回払いで積み立てをしていた。満期になり、お金が必要な事情ができたので、積み立てた24万円を解約しようとしたら、「解約手数料3万5千円を差し引いた金額しか戻らない」と言われた。契約書の控えは手元にあるが、読んでいない。訪問販売で契約したとき、解約手数料の説明を受けた覚えはない。

(相談者：80歳代・女性)

【対処法】

- ① 冠婚葬祭互助会とは、一定の掛け金を一定期間にわたって毎月支払い、貯まった金額を結婚式や葬儀の際のサービス費用の一部に充当して負担を軽くするための仕組みです。
- ② 預金と違い利息は付きません。また、サービスを利用せずに解約する場合には解約手数料が差し引かれます。積立金額より少ない金額しか返金されないので注意が必要です。
- ③ 契約する際は、結婚式や葬儀のサービスを利用するかをよく見極めるとともに契約内容を正しく理解しましょう。

※困ったら、企画課の消費相談窓口82-1115に相談しましょう。